

ぎふ農業会議だより

平成19年4月27日
岐阜県農業会議

< 内容の詳細を含め、お問い合わせ等がある場合は、下記事務局へご連絡ください。
岐阜市藪田南 5-14-12、岐阜県ツツクツ庁舎、 058-268-2527 (担当;三浦) >

3月常任会議員会議を開催

- 農地転用許可申請 340件、約310千㎡について意見答申 -

農業会議は、3月28日、岐阜市内の岐阜県福祉・農業会館において常任会議員会議を開催しました。

この会議では、県知事ほか3市長から諮問された「農地法第4条第3項及び第5条第3項の規定による農地転用許可」に対して意見答申を行いました。

県知事ほか3市長から諮問された農地転用許可申請の総件数及び総面積は、合計340件、310,096㎡(第4条関係が85件、46,198㎡、第5条関係が255件、263,898㎡)。

なお、その許可権者ごとの許可申請件数並びに面積は、以下のとおりです。

| 区分 | 4 条 | | 5 条 | | 合 計 | |
|-------|------|----------|-------|-----------|-------|-----------|
| 県知事 | 77 件 | 42,054 ㎡ | 230 件 | 227,631 ㎡ | 307 件 | 269,685 ㎡ |
| 羽島市長 | 0 件 | 0 ㎡ | 2 件 | 555 ㎡ | 2 件 | 555 ㎡ |
| 各務原市長 | 2 件 | 340 ㎡ | 8 件 | 13,336 ㎡ | 10 件 | 13,676 ㎡ |
| 高山市長 | 6 件 | 3,804 ㎡ | 15 件 | 22,376 ㎡ | 21 件 | 26,180 ㎡ |
| 県計 | 85 件 | 46,198 ㎡ | 255 件 | 263,898 ㎡ | 340 件 | 310,096 ㎡ |

県並びに3市から説明を受けた後、本会議に先立ち事前(3月26日)に開催された「農地対策委員会」での検討結果(3,000㎡以上の大規模転用案件12件、93,712㎡、砂利採取案件8件、43,210㎡)について報告があり、審議の結果、各転用申請案件とも許可相当として県知事並びに3市長に答申することで認められました。

平成 18 年度の農地転用諮問は 4,039 件、317ha

- 平成 17 年度に比べ、農地転用許可申請 87 件、約 29.7ha の増 -

農業会議は、毎月の常任会議員会議において、県知事ほか 3 市長から諮問された「農地法第 4 条第 3 項及び第 5 条第 3 項の規定による農地転用許可」に対する意見答申を行っていますが、平成 18 年度の年間諮問件数及び面積は、以下のとおりでした。

年間諮問件数及び面積 4,039 件、約 317.1ha (17 年度 ; 3,952 件、約 287.4ha)
うち農地法第 4 条関係 1,116 件、約 69.6ha (17 年度 ; 1,112 件、約 62.4ha)
" 第 5 条関係 2,923 件、約 247.5ha (17 年度 ; 2,840 件、約 224.9ha)
であり、平成 17 年度に比べて、総件数では 87 件、総面積では約 29.7ha がそれぞれ増加しました。

なお、その許可権者ごとの許可申請件数並びに面積は、以下のとおりです。

| 区分 | 4 条 | | 5 条 | | 合 計 | |
|-------|---------|--------|---------|---------|---------|---------|
| 県知事 | 971 件 | 61.3ha | 2,601 件 | 226.4ha | 3,572 件 | 287.7ha |
| 羽島市長 | 17 件 | 1.3ha | 43 件 | 2.3ha | 60 件 | 3.7ha |
| 各務原市長 | 14 件 | 0.4ha | 116 件 | 9.4ha | 130 件 | 9.8ha |
| 高山市長 | 114 件 | 6.5ha | 163 件 | 9.2ha | 277 件 | 15.8ha |
| 県計 | 1,116 件 | 69.6ha | 2,923 件 | 247.5ha | 4,039 件 | 317.1ha |

(許可権者ごとの面積はラウンドにより、県計と一致しない場合があります)

品目横断的経営安定対策の米・大豆の加入申請手続き始まる

- 加入申請期間は 4 月 2 日から 7 月 2 日まで -

品目横断的経営安定対策の米・大豆の加入申請については、農林水産省東海農政局岐阜農政事務所(県内 5 カ所)において 4 月 2 日から始まり、7 月 2 日が最終期限となっています。

具体的には、秋まき麦を作付けない農家(米・大豆)の「加入申請」と「ナラシ対策(収入減少影響緩和対策)の申請」を行う期間となっています。

また、緑ゲタ対策(生産条件不利補正対策)交付金を申請する農家(麦・大豆)の「過去の生産実績の登録」についても、7 月 2 日までとなっています。

4 月 20 日現在の県内の加入申請状況は、JA にしみの管内において、認定農業者 14、法人 1、集落営農 2 の 17 経営体です。

なお、7 月 2 日までは田植え作業等が農繁期が含まれているため、手続き

のための準備等の徹底が必要であり、洩れのない対応が求められています。

県担い手育成総合支援協議会では、各市町村の担い手育成総合支援協議会又は担い手育成支援チームの関係者等を対象に、米・大豆の加入申請に向けた取組状況の把握、制度対象者の要件整備状況の把握、推進上の課題等について整理するため、4月16日(月)から19日(木)にわたり、県下10会場で「加入整備状況等検討会」を開催し、徹底を図りました。

農業者年金新任担当者研修会を開催

- 市町村・農業委員会・JAの新任担当者等を対象に制度説明 -

農業会議は、農協中央会との共催により、4月18日、関市内のJAめぐみの本店において、市町村・農業委員会・JAの農業者年金の新任担当者等71名の参加を得て研修会を開催しました。

同研修会では、主に農業者年金制度(新・旧制度)の概要、農地法と同制度の関連、事務処理と留意事項等について、県と両団体の担当者から説明しました。

今後の主な会議・研修会等の予定

| 月 日 | 会議・行事名 (< >内は主な内容) |
|------|---|
| 5/14 | 地域担い手育成総合支援協議会事務局長会議 (県担い手協主催) <平成19年度担い手支援事業の推進等> |
| 5/21 | 農業委員会事務局長会議 <平成19年度重点活動事項等> |
| 5/23 | 農業者年金担当者会議・研修会 (農協中央会との共催) <農業者年金新規加入者の確保と推進方策等> |
| 5/28 | 常任会議員会議 |
| 5/31 | 全国農業委員会会長大会 (東京都内) <農業委員会系統組織として国に対する提言等を同大会において決議し、要請・提案活動> |

全国の動きから

FTA(自由貿易協定)・EPA(経済連携協定)交渉の動き

- 日本におけるFTA・EPA交渉に関する動きも活発化 -

WTO農業交渉を巡っては、4月12日、日本を含むG6(主要6カ国・地域)がインドで開催された閣僚会議において、年内の妥結を目指すことで一致しました。

なお、その実現に向けては、関税や補助金の削減ルールなどを定めるモダリティー(保護削減の基準)の主要論点について、7月ころまでに合意できるかが鍵となる模様です。

一方で、日本においてはFTAやEPA協定についての動きが活発になってきており、予断を許さない状況が続いています。

3月27日 チリとのEPA協定について署名(秋頃までの発行を目指す)

- ・豚肉、牛肉等は、一定数量に限り関税を減らす(低関税輸入枠)
- ・米麦、乳製品、砂糖等は、関税撤廃対象除外

4月3日 タイとのEPA協定について署名(秋頃までの発行を目指す)

- ・リンゴ、ナシ、モモの即時関税撤廃
- ・米麦および調整品、乳製品、牛肉等は、関税撤廃対象除外

4月17日～18日

東南アジア諸国連合とのEPA協定に関する第7回目の交渉

- ・5月初めのブルネイでの経済担当閣僚会合で大筋合意を目指す
- ・米などの重要品目の関税撤廃の例外扱いを主張

4月23日～24日

オーストラリアとのEPA協定に関する第1回目の交渉

- ・今後の交渉の枠組みや進め方について話し合い

交渉の期限は設けない。次回は7月末ころの予定

4月27日 日米首脳会談において日米FTAを議題として取りあげる

- ・米韓FTA合意など、世界的な自由貿易化の加速等が背景にあり、本格検討は本年度後半以降の方針

G6; 日本、米国、欧州連合(EU)、インド、ブラジル、オーストラリア

東南アジア諸国連合(10カ国); ベトナム、フィリピン、ブルネイ、マレーシア、インドネシア、シンガポール、カンボジア、タイ、ミャンマー、ラオス

「21世紀新農政2007」が決定

- 4月4日、食料・農業・農村政策推進本部が5本柱を決定 -

安倍首相を本部長とする食料・農業・農村政策推進本部は、4月4日、「21世紀新農政2007」を決定しました。

主な内容は、農林水産業の潜在能力を最大限発揮させ、21世紀の戦略産業とすることを目指し、次の5本柱を掲げています。

食と農に関する新たな国家戦略の確立

- ・世界の食料情勢に対応するため、「国民食料会議(仮称)」を設置
- ・WTO・FTA 交渉では、多様な農業の共存を基本理念に、「守るべきものは守る」との方針で取り組む

国内農業の体質強化

- ・品目横断的経営安定対策の着実な実施のほか、認定農業者・集落営農の支援等に取り組む
- ・地域に農地を集積・再配分する組織を整備し、15年までに担い手の経営農地の7割を団地化

国民の視点に立った食料政策の展開

- ・有害な化学物質や微生物による食品汚染の実態調査を行う
- ・食育の推進について、教育ファームや農山漁村での長期宿泊体験等を推進

資源・環境対策の推進

- ・地球温暖化対策として、国産バイオ燃料生産、バイオマスタウンづくりを目指す

農山漁村の活性化

- ・今後5年間で、全国の市町村の過半で居住者・滞在者の増加につながる取り組みの創出を目指す

平成18年度食料・農業・農村白書案等について了承される

- 4/11の自民党農林関係合同会議、5月中旬に閣議決定の予定 -

自民党は、4月11日、農林部会・総合農政調査会・林政調査会合同会議を開催し、平成18年度食料・農業・農村白書案と森林・林業白書案を了承しました。

食料・農業・農村白書案については、食料自給率の向上と食料の安定供給、農業の体質強化と新境地の開拓、農村経済の活性化と共生・対流の促進の

3章で構成されており、食料自給率の意義と効果、新たな経営安定対策の導入、農村地域の活性化など、食料・農業・農村基本計画に基づく主要施策の進展状況や現場での取り組みについて示しています。

森林・林業白書については、地球温暖化防止をはじめ、多様な機能を持つ森林の重要性や、美しい森林づくり推進国民運動の展開など、広く国民が森林づくりに関わることの必要性が示されています。

なお、農林水産省は、この白書案について5月中旬の閣議決定を予定しています。